



社員グループ保険

団体定期保険ーⅠ 《事務幹事》日本生命

商品内容のご説明

※別冊 P43 ～ 46 に記載の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。また、別冊 P47 ～ 48 に記載の「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。なお、ご加入者（被保険者）は、当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。）をお読みいただいた後も大切に保管してください。

制度内容等の詳細につきましては別冊 P41 ～ 48 および P49 ～ 50 の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

ご加入対象	退職後継続	別冊ページ
本人 or 本人・配偶者・子ども	△	P41～48 ・ P49～50

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間 1 年の商品です。
原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

●死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

- ☐ 保障内容はニーズに合致していますか。
☐ ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

特色 死亡保障・所定の高度障がい保障のある掛捨て型の生命保険です。

- 1 団体保険としての割引が適用された加入しやすい保険料で、充実した保障を確保できます。
- 2 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。
※告知に関しては、別冊 P47 ～ 48 に記載の「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- 3 1 年更新の保険ですので、ライフイベントの変化に合わせ、毎年保障額の見直しができます。
(ただし、健康状態等によっては新規加入および保障額を増額できない場合があります。)
- 4 ご本人さまがご加入の場合、配偶者さま・お子さまもお申込みができます。(配偶者さま・お子さまのみのお申込みはできません。)
- 5 主契約および子ども特約の実質保険料(保険料から配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象です。
※2022 年 8 月現在の税制等に基づくものであり、今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。
- 6 被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。(更新できません。)
- 7 保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金として受取ることもできます。
※子どもを被保険者とする保険金は対象外です。
※保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることができません。
※詳細については P21 の「保険金の年金受取り(年金払特約)」をご参照ください。



保障額と保険料 当保険は保険料会社負担部分の加入対象者のみ加入いただけます。

※加入資格の詳細については別冊 P41 をご確認ください。

年齢群団別 男女別月払保険料(概算)

(保険料の単位：円)

対 象	本 人														
	配 偶 者														
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	150 万円	300 万円	500 万円	1,000 万円	1,500 万円	2,000 万円	2,500 万円	3,000 万円	3,500 万円	4,000 万円	4,500 万円	5,000 万円	5,500 万円	6,000 万円	
保険年齢	性別														
15 歳～35 歳 (S62.10.2 生～ H20.10.1 生)	男性	147	295	493	986	1,479	1,972	2,465	2,958	3,451	3,944	4,437	4,930	5,423	5,916
	女性	112	225	376	752	1,128	1,504	1,880	2,256	2,632	3,008	3,384	3,760	4,136	4,512
36 歳～40 歳 (S57.10.2 生～ S62.10.1 生)	男性	173	347	578	1,157	1,735	2,314	2,892	3,471	4,049	4,628	5,206	5,785	6,363	6,942
	女性	154	309	515	1,031	1,546	2,062	2,577	3,093	3,608	4,124	4,639	5,155	5,670	6,186
41 歳～45 歳 (S52.10.2 生～ S57.10.1 生)	男性	218	436	727	1,454	2,181	2,908	3,635	4,362	5,089	5,816	6,543	7,270	7,997	8,724
	女性	177	355	592	1,184	1,776	2,368	2,960	3,552	4,144	4,736	5,328	5,920	6,512	7,104
46 歳～50 歳 (S47.10.2 生～ S52.10.1 生)	男性	289	579	965	1,931	2,896	3,862	4,827	5,793	6,758	7,724	8,689	9,655	10,620	11,586
	女性	230	460	767	1,535	2,302	3,070	3,837	4,605	5,372	6,140	6,907	7,675	8,442	9,210
51 歳～55 歳 (S42.10.2 生～ S47.10.1 生)	男性	434	868	1,447	2,895	4,342	5,790	7,237	8,685	10,132	11,580	13,027	14,475	15,922	17,370
	女性	376	753	1,255	2,510	3,765	5,020	6,275	7,530	8,785	10,040	11,295	12,550	13,805	15,060
56 歳～60 歳 (S37.10.2 生～ S42.10.1 生)	男性	487	975	1,626	3,253	4,879	6,506	8,132	9,759	11,385	13,012	14,638	16,265	17,891	19,518
	女性	466	933	1,555	3,110	4,665	6,220	7,775	9,330	10,885	12,440	13,995	15,550	17,105	18,660
61 歳～65 歳 (S32.10.2 生～ S37.10.1 生)	男性	517	1,035	1,725	3,450	5,175	6,900	8,625	10,350	12,075	13,800	15,525	17,250	18,975	20,700
	女性	477	955	1,592	3,184	4,776	6,368	7,960	9,552	11,144	12,736	14,328	15,920	17,512	19,104
66 歳～70 歳 (S27.10.2 生～ S32.10.1 生)	男性	558	1,116	1,861	3,723	5,584	7,446	9,307	11,169	13,030	14,892	16,753	18,615	20,476	22,338
	女性	493	986	1,644	3,289	4,933	6,578	8,222	9,867	11,511	13,156	14,800	16,445	18,089	19,734

対 象	こども	
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	300 万円	400 万円
保険年齢		
3 歳～22 歳 (H12.10.2 生～ R2.10.1 生)	210	280

- 保険料は毎月の給与から控除します。(第 1 回目は 4 月給与から)
- 《本人・配偶者》の保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は 2023 年 4 月 1 日)から適用します。保険料は、毎年更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。
《こども》の保険料は 1 人あたりの確定保険料です。
記載の保険料は、確定保険料を含め、2022 年 10 月 13 日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。
- 当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1 年未満の端数は 6 カ月以下は切捨て、6 カ月超は切上げます。
(例: 19 歳 7 カ月の被保険者の方の保険年齢は 20 歳となります。)
- こどもは、本人と同額もしくはそれ以下の保険金額でお申込みください。
- 上表にない保険年齢・保険金額の保険料については、FFBX 統合ビジネスサービス本部 保険サービスセンターにご照会ください。

【退職時のお取扱い】

退職後のお取扱いについては、別冊 P41・P49 をご確認ください。

保険料会社負担部分について

当制度は役員・社員・嘱託の方々の万一の場合に備え、会社が保険料を負担し、役員・社員・嘱託の方々が被保険者となる保険制度を付保しております。

また、保険料会社負担部分の加入対象者の個人情報は、パンフレット(別冊)P49 に記載している個人情報の取扱いのとおり取扱います。

保険料会社負担部分の被保険者となることに同意いただくことができない場合は、2 月 10 日までに FFBX 統合ビジネスサービス本部 保険サービスセンターまでお申し出ください。

加入対象者	役員・社員・嘱託
保 険 金	死亡保険金額・高度障がい保険金額 100 万円
保険金受取人	弔慰金規程の定めに基づく死亡保険金受取人

※高度障がい保険金の受取人は本人(主たる被保険者)です。

(注)本人(主たる被保険者)のご加入が、保険料会社負担部分のみである場合、配偶者・子どもはご加入になりません。また、配偶者・子どもが加入される場合は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額で申込みいただく必要がありますが、この場合の本人の保障額には、保険料会社負担部分は含まれませんので、ご注意ください。

ケ
ガ
保
険

病
気
保
険

携
行
品
保
険

保
険

サ
ポ
ー
ト
ラ
ン

保
険

保
障
プ
ラ
ン

医
療
保
険



社員グループ保険

団体定期保険Ⅱ 〈事務幹事〉日本生命

制度内容等の詳細につきましては別冊 P41 ～ 48 および P49 ～ 50 の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

■保険金のお支払事由

【死亡保険金】……………引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

【高度障がい保険金】…引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日（＊１）以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表（＊２）に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。
なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものととして取扱います。
したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

（＊１）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。
（＊２）対象となる「高度障がい状態」とは

- ① 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ② 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ③ 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- ④ 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- ⑤ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦ １上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑧ １上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

１．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

２．眼の障がい（視力障がい）

- （１）視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- （２）「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- （３）視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

３．言語またはそしゃくの障がい

- （１）「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障がい、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合
- （２）「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

４．上・下肢の障がい

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

■保険金をお支払いしない場合等（詳細）

【主契約】

- 引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。
 - ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入（＊１）日から起算して１年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
 - ・保険契約者・被保険者の故意。
 - ・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
 - ・戦争その他の変乱。（＊２）
- （＊１）保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。
- （＊２）ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【高度障がい保険金】

- 高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入（＊１）時以後に生じた場合に限りです。（原因となる傷病がご加入（＊１）時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。）
したがって、原因となる傷病がご加入（＊１）時前に生じていた場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、おからの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

- 告知義務違反による解除の場合
ご加入（＊１）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（＊１）部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。
- 詐欺による取消の場合
保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
- 不法取得目的による無効の場合
保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
- 保険契約が失効した場合
保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。
- 重大事由による解除の場合

- 次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。（以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。）
- ① 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金受取人が、保険金（死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき。
 - ② この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき。
 - ③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき。
 - （ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - （イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - （ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - （エ）反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - （オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - ④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

■「障がい」の表記

当パンフレット（社員グループ保険部分）では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

ケ ガ 保 険
病 気 保 険
携 行 品 保 険 賠償 保 険
保 険 引 換 保 険
サ ポ ー ト ラ ン ス
保 険 引 換 保 険
保 障 プ ラ ン 生 活 習 慣 病
医 療 保 険



社員グループ保険

団体定期保険Ⅲ 《事務幹事》日本生命

制度内容等の詳細につきましては別冊 P41 ～ 48 および P49 ～ 50 の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

MEMO

■ 保険金の年金受取り（年金払特約）

万一の場合、残されたご家族の月々の生活費としても活用いただくことができます。

保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金として受取ることもできます。

※こどもを被保険者とする保険金は対象外です。

※保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることができません。

1

全額一時金

保険金はやっぱり一時金で受取りたい。
そのお金で、葬儀費用や各種ローンの
支払いを済ませよう。

2

一時金＋年金

葬儀費用のために多少は一時金で受取りたい。残った保険金は分割にして、今後の生活費や教育費にあてよう。

3

全額年金

一括受取りは個人保険でカバーできているから、全額分割受取りにして、今後の生活費を増やしたい。

【年金の種類と内容】

年金の種類	種類	確定年金	保証期間付終身年金
	受取期間	5年、10年、15年	終身（保証期間15年）
年金の型		定額型・逓増型（年5％の単利）	
年金受取り		次のいずれかを選択 ①年1回受取り ②年2回受取り（6カ月ごと） ③年4回受取り（3カ月ごと）	
年金受取開始日		次のいずれかを選択〔2月1日、5月1日、8月1日、11月1日〕	
一括受取請求		年金受取人の請求によって年金受取りにかえて、一括受取りを請求できます。	同左 （ただし、一括受取りの請求期間は保証期間までとなります。）
年金受取人が死亡された場合		残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。	保証期間中に死亡された場合、残存保証期間に対応する未払年金現価を年金受取人の相続人にお支払いします。
年金受取開始日後の配当金のお受取方法について		年金受取開始日後の配当金の受取り方法は以下のいずれかの方法の中から選択いただけます。 ○年金とともに受取る方法 ○年金の買増にあてる方法 ○利息をつけて積立てる方法	
年金基金設定日から年金受取開始日の前日まで（据置期間）の配当金のお支払方法について		所定の利率（＊）による利息をつけて積立て、年金受取開始日が到来したときに年金基金に繰入れ、年金額を増額します。 （＊）利率は引受保険会社各社で異なり、また、金融情勢等により変動することがあります。	

- 第1回年金年額が30万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。（一時金でのお受取りとなります。）
- 年金受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金年額40万円以上での設定が必要となります。
- 保証期間付終身年金は、第1回年金受取時の年金受取人の方が年齢39歳6カ月超の場合のみ選択可能です。

ケガ保険
病欠保険
携行品保険
賠償保険
ゴルフ向け保険
サポートプラン
長期収入
社員グループ保険
保障プラン
生活習慣病
医療保険